

令和4年2月7日（月）

代表質問

3 西山 幸代 議員

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質問順	3	質問者	西山 幸代	会派	民主改革
答弁者	高橋副市長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正	
質問時間	6.0分			※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入	
答弁時間	4.2分			※答弁要旨 30文字に対し 0.1分単位で記入 例)300字=1.0分、550字=1.9分(切上げ)	
所 管	保健福祉局 保健所 地域保健支援課 (Tel・840-2208)				

## 質問事項

## 1 子育て世代への支援について

## (1) 母子保健分野における取組について

## 質問要旨

- ・産後ケア事業を担っている市内2か所の助産院と妊娠・出産包括支援センターとの連携強化を図り、支援プランの中で助産院の活用を積極的に行ってはいかがか。
- ・産後ケア事業について、支援を必要とする方にサービスが行き渡るようになることが市の役目だと考えるが、見解を伺う。
- ・令和4年度予算に対する会派要望で、産後ケア事業における「利用者の自己負担の軽減」「母乳相談無料券の配布」「産後ケア事業者の受託料等の増額」等について回答をいただいているが、もう一步踏み込んだ回答をいただけないか。
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金の対象を法人と限定せず、実際に即した在り方について九都県市首長会議あるいは指定都市首長会議に提案し国へ働きかけていただきたいと考えるが見解を伺う。

## 答弁要旨

西山 幸代議員の、民主改革さいたま市議団を代表しての御質問の、1 子育て世代への支援について、(1) 母子保健分野における取組について、お答えをいたします。

本市では、ネウボラの機能の一部として、妊娠・出産包括支援セ

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2

ンターを設置し、保健センターと連携をとりながら、妊娠早期から切れ目なく支援する体制を整えてまいりました。

妊娠・出産包括支援センターにおきましては、母子保健相談員が妊娠届出時から丁寧にお話を伺い、産後ケア事業を含めた必要な支援を御案内しております。

議員が御提案されました助産所の活用についてですが、現在、事業を担っている2施設を含め、市内9か所の助産所に参加意向の調査を行い、事業への協力を呼びかけているところでございます。

母乳育児に不安があるなど、育児に不安を抱える方やその家族が、家庭的な環境の中で支援を受けられますよう、引き続き、助産所の協力を得て事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、産後ケア事業について、支援を必要とする方にサービスが行き渡るようにすることについて、お答えをいたします。

産後ケア事業につきましては、国のガイドラインに基づいて実施しており、訪問型・デイサービス型・宿泊型の内容等について、市のホームページ等で広く御案内をしているところでございます。しかしながら、議員が心配されましたように、ホームページを見たサービスの利用希望者が、誤って事業の対象者に該当しないと自己判断されることがないように、利用対象者の箇所に具体例を入れるなどして補足・修正をしたところでございます。

また、産後ケア事業の利用について悩んだ場合には、妊娠・出産包括支援センターへ安心してご相談いただけるよう、記述を追加いたしました。

次に、令和4年度予算に対する会派要望についてでございますが、まず、産後ケア事業における「利用者の自己負担の軽減」ですが、自己負担につきましては、他市の状況も参考にしつつ、必要とする方のサービスの利用促進にもつながるよう、現在見直しを進めているところでございます。

次に、「母乳相談無料券の配布」及び「産後ケア事業者の受託料

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.3

等の増額」につきましては、利用者や受託先へのアンケートでのご意見等も参考にし、今後も検討してまいりたいと考えております。

最後に、産後ケア事業に関わる施設整備費の交付金についてですが、ご質問にもございましたように「次世代育成支援対策施設整備交付金」につきましては、「改正母子保健法」に定める設置根拠等により、指定都市、中核市もしくは市町村が設置した施設及び、法人が設置した施設が産後ケアを行う場合、施設整備に要する費用の一部を国が交付するものでございます。

そのため、議員のご質問にもございましたように、個人事業主が産後ケアを実施する場合、施設整備に係る経費については交付対象になっておりません。

法人ではない場合、事業の継続性をどのように確保するか等の課題もございますため、制度につきましては、国や他市の動向を注視し、市としても検討してまいりたいと考えております。

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No. 1

質問順	3 質問者	西山 幸代	会派	民主改革						
答弁者	高橋副市長		※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は、「その他」を選択し修正							
質問時間	5.0分		※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入							
答弁時間	4.3分 (1273 文字)		※答弁要旨 30 文字に対し 0.1 分単位で記入 例) 300 字=1.0 分、550 字=1.9 分(切上げ)							
所 管	子ども未来局子ども家庭総合センター総務課(711-1798)									
<b>質問事項</b>										
1 子育て世代への支援について (2) 児童福祉分野における取組について										
<b>質問要旨</b>  子ども家庭総合支援拠点のモデル事業での取組、成果、課題について伺う。  今後の体制について、独立した専門機関としての体制整備が必要であると考えるが、課や係の新設や人員増の予定について伺う。  児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の関係性を踏まえた今後の児童相談体制について伺う。										
<b>答弁要旨</b>  西山 幸代議員の御質問の1 子育て世代への支援について、 (2) 児童福祉分野における取組について、お答えをいたします。  はじめに、子ども家庭総合支援拠点のモデル事業の取組、成果、課題についてですが、本市では、ご質問にございましたとおり、令和2年10月より西区役所で、令和3年4月より南区役所にてモデル事業を実施し、令和4年度から全10区役所へ子ども家庭総合支援拠点を設置することといたしました。  モデル事業では、区役所支援課で実施している家庭児童相談等の業務に加え、相談ニーズの早期発見や掘り起こしを目的に、保育園や小中学校へ訪問し、支援が必要と思われる家庭やその子どもについて聞き取りを行う等、これまで以上にきめ細やかな支援に取り組んでまいりました。										

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2

また、児童福祉に携わる職員の専門性の向上や、これまで以上に緊密な連携を深めることを目的に、児童相談所や保健センターとの定期的なケース検討会議を実施してまいりました。

さらに、警察から児童相談所へ通告された案件のうち、地域での対応が望ましいと判断された場合に、児童相談所から子ども家庭総合支援拠点へ事案の引継ぎを行い、支援が必要な子どもやその家庭に寄り添った支援を実施してまいりました。

このような取組により、モデル事業における相談対応延べ件数は、モデル事業開始前と比較いたしますと、西区で約2.2倍、南区で約1.8倍に増加しており、市民に身近な相談窓口で、かつては相談に至らなかつた子どもや家庭と繋がりを持ち、虐待の未然防止や早期対応が図られてきたものと考えております。

一方、課題といたしましては、専門性を高めるため、子ども家庭総合支援拠点における職員向けの研修の実施など、人材育成を計画的に進めていくことの課題がよりはつきりとしてまいりました。

次に、組織や人員についてでございますが、令和4年度の組織改正では、子ども家庭総合支援拠点に係る課や係等の新設予定はございませんが、本事業の重要性につきましては市としても十分に認識しているところです。

今後とも、よりよい行政サービスを提供するための簡素で効率的な組織づくりの考え方のもと、子ども家庭総合支援拠点の組織・人員体制の充実強化につきましては、引き続き検討させていただきたいと考えております。

最後に、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の関係性を踏まえた今後の児童相談体制についてでございますが、児童相談所では、主に、複雑・困難な問題を抱える子どもやその家庭に対して、子どもの安全を守るため、必要に応じて家庭に介入し、専門的な知見による支援を行ってまいります。

一方、子ども家庭総合支援拠点は、身近な相談窓口として、地域

**代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.3**

の実情を把握し、関係機関と連携しながら、子どもやその家庭に寄り添いつつ、児童虐待等に対する予防的な支援を行ってまいります。

今後は、児童相談所と支援拠点の両方を持つことのメリットを生かし、双方の緊密な連携や情報共有を行うことにより、より効率的・効果的に本市の子どもや家庭を支援する体制を強化してまいります。

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質問順	3	質問者	西山 幸代	会派	民主改革
答弁者	高橋副市長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正	
質問時間	2.0 分			※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入	
答弁時間	2.0 分			※答弁要旨 30 文字に対し 0.1 分単位で記入 例) 300 字=1.0 分、550 字=1.9 分(切上げ)	
所 管	保健福祉局 保健所 地域保健支援課 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課	(Tel・840-2208) (Tel・711-1798)			

## 質問事項

1 子育て世代への支援について

(3) 子育て世代への支援について

## 質問要旨

子育て世代への支援について、より効果的な支援につなげるために、母子保健と児童福祉を一元的に管理する組織体制がとれれば理想的ではないかと考えるが、見解を伺う。

## 答弁要旨

西山 幸代議員の御質問の1 子育て世代への支援について、

(3) 子育て世代への支援について、お答えを申し上げます。

国は令和5年度に「こども家庭庁」を創設し、子どもの視点に立ち、制度や組織による縦割りの壁を克服した切れ目ない包括的な支援を実施し、こども政策を一元的に推進する方針としております。

また、国の令和4年度予算概算要求におきまして、母子保健分野と児童福祉分野の一体的な支援体制の構築による、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行うこととされました。

本市におきましても、母子保健分野の支援を行う「妊娠・出産包括支援センター」は、妊娠期から子育て支援を切れ目なく行うことを目的に、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に、各種相談に応じております。

一方、児童福祉分野の支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」で

**代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2**

は、子どもやその家庭に寄り添いつつ、様々な地域資源をつなげて支援を行う調整役を担い、児童虐待に対する予防的な支援を実施してまいります。

令和4年度以降は、「妊娠・出産包括支援センター」と同様に、各区役所内に拠点を設置することとなりますので、これまで以上に関係機関の調整や連携の強化を図り、より一体的な支援を実施してまいります。

なお、保健と福祉の一元的な管理組織についてでございますが、今後、こども家庭庁に関する国の動向や方針につきまして注視をさせていただきたいと思います。

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質問順	3	質問者	西山 幸代	会派	民主改革				
答弁者	市長	※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正							
質問時間	4.0分	※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入							
答弁時間	5.9分	※答弁要旨 30文字に対し 0.1分単位で記入 例) 300字=1.0分、550字=1.9分(切上げ)							
所管	保健福祉局 福祉部 福祉総務課 (TEL・内線 3031) 保健福祉局 福祉部 障害支援課 保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 教育委員会 学校教育部 総合教育相談室								
質問事項	2 ケアラー支援について (1) さいたま市ケアラー支援条例の制定について								
質問要旨	さいたま市の独自性、条例を作る意義と目指すべきゴールについて ケアラーへの広報や周知の進め方について ケアラーに対する相談支援窓口や専門部署等の設置について ケアラーの実態調査を踏まえた施策への反映について								
答弁要旨	西山 幸代議員の御質問の、2 ケアラー支援について、(1) さいたま市ケアラー支援条例の制定について、お答えをしたいと思います。  はじめに、本市の独自性、条例を作る意義と目指すべきゴールにつきましては、ケアラー支援が、行政だけではなく、市民、事業者、関係機関、学校等が一体となり進めていく必要があることから、条例というかたちで、ケアラー支援に対する本市の姿勢を示すことでより、それぞれの役割を明確化し、基本的な施策の方向性等を共有するという意義があると考えております。								

代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2

また、ケアラー支援において重要な視点である「早期発見」を市の責務として規定するとともに、「ケアラー支援に関する基本的な施策」を具体的に規定していくことで、施策を実施する基礎自治体ならではの条例として、本市の独自性が出せるものと考えております。この条例に基づき、各種施策を展開することにより、「全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現」を目指してまいります。なお、各種施策の展開に当たりましては、次期保健福祉総合計画に体系的に位置付け、総合的かつ計画的に推進をしてまいります。

次に、ケアラーへの広報や周知の進め方について、お答えをいたします。

ケアラーに対する社会的認知度や理解の向上を図り、ケアラーが抱える悩みを一家庭の中だけではなく、社会全体で支えていくという機運を醸成していくことが必要であり、そのためには、何よりも周知啓発が重要であると考えております。議員御指摘のとおり、埼玉県作成のリーフレット等を県内市町村で配布しているところでございますが、本市におきましても関係機関や学校等に配布するなど、一体的な周知啓発に努めております。今後、支援を必要としているケアラーが適切な相談窓口や支援策につながるよう、必要な情報を掲載したチラシ・ポスターの配布やホームページの開設、シンポジウムの開催等、様々な手段で積極的に周知を図ってまいります。

次に、ケアラーに対する相談支援窓口や専門部署等の設置について、お答えをいたしたいと思います。

議員御指摘のとおり、ケアラーの抱える問題は多岐に渡ることから、1つの相談窓口で解決できるものではなく、相談窓口同士の連携が欠かせないものと考えております。連携につきましては、まず大前提として、各相談窓口がケアラー支援の視点を持つことが必要となることから、府内外問わず、継続的に意識啓発を図り、連携を促してまいります。また併せて、ケアラーの悩み事に応じた相談先

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.3

を明確化するとともに、相談先が分からぬ場合には令和4年6月に10区に設置を予定しております「福祉まるごと相談窓口」で包括的に受け止めていくなど、支援を必要としているケアラーを取り残すことがないように、相談支援体制を整備してまいります。

また、地域生活課題の複雑化・複合化に伴い、ケアラー支援と同様に、特定の部署のみでは対応ができない課題が増えてきていることから、部局横断的な調整を担う部署の設置につきましても、引き続き検討してまいります。併せて、ケアラー支援における関係団体や専門職のよりどころとなる拠点につきましても、他自治体の先進事例等を調査、研究してまいります。

次に、ケアラーの実態調査を踏まえた施策への反映について、お答えをいたします。

本市におきましては、実態把握のために、地域包括支援センターや介護者サロン等を通じまして、高齢者をケアしているケアラー約800名を対象に、昨年9月から11月にかけまして、アンケート調査を実施いたしました。その結果、「ケアラー自身に必要と思われる支援」として、「ケアラーに役立つ情報の提供」や「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」などが主なニーズとして挙がってまいりました。また、障害児者のケアラーに関しましても、障害者生活支援センター11事業所に対しまして、昨年9月から10月にかけてアンケート調査を実施した結果、主なニーズとして「レスパイトケア、緊急時等の一時的な預かりサービスの充実」や「グループホームの整備・充実」などが挙がってまいりました。

これらのニーズにつきましては、既存の支援策で足りているのか、新たな支援策は必要ないか、といった視点から検討し、当事者の声を施策へ反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質問順	3	質問者	西山 幸代	会派	民主改革		
答弁者	市 長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正			
質問時間	2.0 分			※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入			
答弁時間	2.7 分			※答弁要旨 30 文字に対し 0.1 分単位で記入 例) 300 字=1.0 分、550 字=1.9 分(切上げ)			
所 管	保健福祉局 福祉部 福祉総務課 保健福祉局 福祉部 障害支援課 保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 (内線 3076) 子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 教育委員会 学校教育部 総合教育相談室						
質問事項	2 ケアラー支援について (2) ヤングケアラー支援の強化について						
質問要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえた実態に即した支援策について</li> <li>・相談支援体制の整備について</li> </ul>						
答弁要旨	<p>西山 議員の御質問の、2 ケアラー支援について、(2) ヤングケアラー支援の強化について、お答えをしたいと思います。</p> <p>教育委員会が行った実態調査の結果によりますと、ヤングケアラーの主なニーズには、学校内で支援できる内容が多く挙がった一方で、「家族の世話について相談にのってほしい」「家族のケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい」など、学校だけでは取まらないニーズもあったと伺っております。</p> <p>ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくため、まずは、既存の電話相談やLINE相談について積極的に周知を図</p>						

代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2

ることで、一人で抱え込まずに周りの大人に相談してよいというメッセージを発信していきたいと考えております。

併せて、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるとともに、放課後児童クラブや子ども食堂、学習支援教室などで日々子どもたちに接している地域の大人たちにも働きかけることにより、子どもたちが気軽に相談できる環境づくりを進め、ヤングケアラーの早期発見に繋げたいと考えております。

こうした取組により、ヤングケアラーであると思われる子どもを把握した場合には、令和4年度から10区へ設置する子ども家庭総合支援拠点が、まず最初の相談窓口となり、関係機関による支援に繋げができるよう、相談支援体制を整備してまいります。

子どもが笑顔であふれ、その能力を最大限発揮できるよう、ヤングケアラーの意向に寄り添い、ヤングケアラーにとって利用しやすい支援策していくことを念頭に、既存の支援策の見直しを行うとともに、新たな支援策についても検討してまいります。

ヤングケアラーに対しましては、学校と地域の双方が連携して支えていく体制を構築していくことが不可欠です。このあと教育長からも御答弁申し上げますが、教育委員会と一層連携しながら、引き続き、ヤングケアラー支援の強化に取り組んでまいります。

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質問順	3	質問者	西山 幸代	会派	民主改革
答弁者	教育長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正	
質問時間	2.0分			※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入	
答弁時間	2.3分			※答弁要旨 30 文字に対し 0.1 分単位で記入 例)300 字=1.0 分、550 字=1.9 分(切上げ)	
所 管	教育委員会事務局 学校教育部総合教育相談室 TEL・内線 711-5479 )				

## 質疑事項

2. ケアラー支援について

(2) ヤングケアラー支援の強化について

## 質疑要旨

昨年さいたま市でも、市立中・高等・中等教育学校生徒およそ3万4千人を対象にヤングケアラーの実態調査を実施し、担任が子ども本人の了解を得て支援をはじめているようだが、支援の状況について伺う。また、教師へのヤングケアラー支援に関する研修や学校全体としてヤングケアラー支援の理解と体制はつくられているのか伺う。

## 答弁要旨

西山 幸代議員の御質問の、2 ケアラー支援について、(2) ヤングケアラー支援の強化について、教育委員会所管の部分について、お答えをいたします。

教育委員会では、令和3年6月にヤングケアラーに関するアンケート調査を、市立中学校・中等教育学校・高等学校の全生徒34,606人を対象に実施いたしました。本調査の結果を受け、ヤングケアラーと思われる1,287人の生徒一人ひとりに対し、10月末までに各学校で面談を実施したところでございます。

面談実施後、学校では、ケース会議等を通して、生徒の状況を教職員で共有し、カウンセリングマインドの視点で子供たちに寄り添い話を聞くことや、学習面のサポート、進路相談などの支援を行っ

## 代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2

ております。

さらに、学校では抱えきれない支援に関しては、すでに各区の支援課等、関係機関と連携し支援を行っているところでございます。

次に、教職員等に対する研修についてでございますが、令和3年9月、市立小・中・高等・中等教育学校の教育相談主任を対象とした研修会におきまして、ヤングケアラーについて取り上げ、支援の在り方について教職員の理解を深めました。

また、各校に配置しているスクールソーシャルワーカーに対しましても、「体験談から学ぶヤングケアラーへの関わり」と題しNPO法人の方を講師にお招きした、研修を実施いたしました。

今後も引き続き、ヤングケアラーについての知識や具体的な支援について学校全体で理解を深め、教職員一人ひとりが、いつでも、どこでも、誰でも、相談に応じることができるような体制を整えてまいります。

代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質疑順	3	質疑者	西山 幸代	会派	民主改革
答弁者	教育長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正	
質疑時間	3.0 分			※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入	
答弁時間	2.8 分			※答弁要旨 30 文字に対し 0.1 分単位で記入 (例) 300 字=1.0 分、550 字=1.9 分(切上げ)	
所 管	教育委員会事務局管理部学校施設課 (内線 3930) 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター (Tel.048-643-5651)				

質疑事項

3 改正バリアフリー法等に基づく公共施設整備について

(1) 改正バリアフリー法等に基づく公共施設整備について

質疑要旨

・令和2年のバリアフリー法改正と現行条例・規則や関連計画との整合性について聞きたい。集中整備目標の設定について、バリアフリートイレ改修やスロープ設置、エレベーター整備について具体的に示してほしい。特に要配慮児童生徒の関係でエレベーター整備の前倒しされるのか。今回の改正で階段昇降機が対象外とされたことで同昇降機設置校でのエレベーター整備も検討されるのか。公民館のエレベーター設置についても、学校のエレベーター整備とあわせて整備促進を図るべきと考えるが、その点も示してほしい。

答弁要旨

西山 幸代議員の御質問の3 改正バリアフリー法等に基づく公共施設整備について、(1) 改正バリアフリー法等に基づく公共施設整備について、お答えをいたします。

今回のバリアフリー法改正では、議員御指摘のとおり、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大され、新築、増築、改築の公立小中学校等が追加されたところでございます。現行の「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準の対象施設には、既にこれらの小・中学校等が含まれてございます。また、関連計画との整合性につきましても、「総合振興計画実施計画」の中で、学校の改修・建替え及びトイレの洋式化等の推進によるバリアフリー化の促進を掲げており、改正バリアフリー法との整合が図られているものと考えております。

次に、文部科学省が設定した集中整備目標への対応につきまして

**代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2**

は、学校施設リフレッシュ工事や、トイレ洋式化工事を実施しており、着実に推進しているところでございます。

具体的に申しますと、令和7年度までに、車いす使用者用トイレ設置及びスロープ等による段差解消を、全ての学校で実施する予定でございます。

学校施設のエレベーター整備につきましては、学校施設リフレッシュ工事等のあらゆる機会を捉えて整備するとともに、要配慮児童生徒等が在籍する学校につきましては、階段昇降機設置校も含め、学校敷地の状況、工事等の課題を整理し、条件の整った学校から、先行整備を進めてまいります。

また、公民館のエレベーター設置についてでございますが、平成30年度から、2階に入口がある公民館を最優先として整備を進めしており、令和3年度は大久保公民館の設置工事、岩槻本町公民館の実施設計を行っております。

来年度は、次に優先する公民館として、3階建ての公民館2館について、エレベーター設置に向けた基本設計を予定しており、その他可能性がある公民館につきましても、設置の状況等を勘案しながら、整備促進を図ってまいりたいと考えております。

**代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1**

質疑順	3	質疑者	西山 幸代	会派	民主改革
答弁者	市 長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正	
質疑時間	5.0分			※通告において、仕切り線内に複数の質問項目がある場合は、按分した時間を記入	
答弁時間	4.8分			※答弁要旨 30文字に対し 0.1分単位で記入 例) 300字=1.0分、550字=1.9分(切上げ)	
所 管	スポーツ文化局 文化部 文化振興課 (内線 2816)				

**質疑事項**

**4 美術館等文化芸術創造拠点の整備について**

**(1) 美術館等文化芸術創造拠点の整備について**

**質疑要旨**

- ・本市独自の美術館について
- ・美術館等文化芸術創造拠点の整備時期について
- ・令和3年12月3日のさいたま市美術家協会と市長の面談の内容について
- ・美術館等文化芸術創造拠点の整備場所について

**答弁要旨**

西山 幸代議員の御質問の、4 美術館等文化芸術創造拠点の整備について、(1) 美術館等文化芸術の拠点整備について、お答えをいたします。

美術館等文化芸術創造拠点の整備につきましては、平成24年11月に、市美術家協会より、1万7604名の署名を添え、美術館建設の要望書が提出されました。内容といたしましては、質の高い文化発信の場としての新美術館を求めるとともに、新美術館に対する構想と期待として、さいたま市美術展覧会を一堂に開催できる十分な規模と設備を持つこと、郷土が生んだ優れた作家たちの作品を常時鑑賞できること、地域の人々に学習の場を提供できるコミュニティ機能を備えることなど、7項目にわたりご要望をいただいたと

**(代表)・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.2**

ところでございます。以降、平成31年3月、令和元年12月にも、美術館建設の要望書をいただいているところでございます。

また、本市が平成30年にまとめました「文化施設等の整備及び活用方針」では、本市には十分な機能を持った展示室を含めた美術館機能が不足しているとの調査結果となったところでございます。

こうしたことを踏まえ、令和3年3月には、文化芸術都市創造計画を改定し、「美術館等文化芸術創造拠点の整備の検討」を掲げるとともに、このたび総合振興計画実施計画における目標指標の一つとして位置づけ、着実に推進することいたしました。

まずは、令和4年度より、国内外における最先端の美術館の機能や取り組み事例等の調査と併せて、本市に必要な機能の整理を行っていくこといたします。

具体的な機能や規模等につきましては、今後の検討となります。私の思いとしては、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」創造に向け、多様なニーズに対応できる機能を持ち、政令指定都市にふさわしい、誰もが文化芸術に親しめるような文化芸術活動の拠点としてまいりたいと考えております。整備時期につきましては、導入機能や施設規模をはじめ、市内の他の美術館との役割分担など、多くの調査検討事項がございますので、明確な時期は申し上げられませんが、先ほども申し上げましたとおり、総合振興計画実施計画に美術館等文化芸術創造拠点の整備を位置付けたところでですので、積極的に取り組み、できるだけ早期整備を目指したいと考えております。

次に、昨年12月3日のさいたま市美術家協会との面談の内容について、お答えをしたいと思います。

このたびの面談につきましても、先ほど申し上げた、美術館建設のご要望を承りました。今後の対応等についてお話し合いをさせていただいたところでございます。

**(代表)・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.3**

私からは、美術館等文化芸術創造拠点の整備を総合振興計画実施計画及び文化芸術都市創造計画に位置付け、着実に進めることとした旨を申し上げ、美術家協会の皆様には、今後の検討にあたっては、これまでにいただいたご要望の内容や、あるいは検討段階における専門家のご意見をしっかりと受け止めながら進めていくために、引き続きのご協力をお願い申し上げたところでございます。

最後に、整備候補地ですが、議員御指摘のとおり、美術家協会からは「市民会館おおみや跡地に」との要望をいただいております。氷川の杜の隣接する市民会館おおみや跡地は候補地の一つと考えておりますが、まずは、必要な機能や規模等の調査・検討を行い、その後、本市にふさわしい整備候補地を決定してまいりたいと考えております。

新たに整備を検討する美術館等文化芸術創造拠点は、観光やまちづくり等にも寄与する、文化芸術都市のシンボルになるような施設としてまいりたいと考えております。

## 再質問

代表・一般質問答弁書 令和4年2月定例会 No.1

質問順	選択	質問者	西山 幸代	会派	民主改革
答弁者	市長			※各局長、事務局長は●●を修正 ※記載がない場合は「その他」を選択し修正	
所管	スポーツ文化局 文化部 文化振興課 (TEL・内線2815)				

質問事項

4 美術館等文化芸術創造拠点の整備について  
(1) 美術館等文化芸術創造拠点の整備について

### 【再質問①】

美術館等文化芸術創造拠点の整備について、市長の決意を伺いたい。

答弁時間	0.9分	※答弁要旨 30文字に対し 0.1分単位で記入 例)300字=1.0分、550字=1.9分(切上げ)
------	------	---

### 【答弁要旨】

西山議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの答弁で申し上げましたが、平成30年に「文化施設等の整備及び活用方針」において、本市に十分な機能を持った展示室を含めた美術館機能が不足しているとの調査結果がございました。また、美術家協会の皆様はじめ、多くの市民の皆様からもそういった要望を頂戴しております。

こうした中で、わたしたちも文化芸術都市創造条例の整備をし、文化芸術のまちを創っていこうという方針の基に進めさせていただいているところでございますので、しっかりと着実に前に進めながら、出来るだけ早期に進めていきたいと考えております。